

長岡市監査公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体監査を実施し、次のとおり監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により公表します。

平成29年12月1日

長岡市監査委員	金山宏行
同	北村敏雄
同	柴野寛
同	高野正義

1 監査の対象

栃尾織物工業協同組合

「栃尾テキスタイルブランド力発信事業補助金」

2 監査の範囲

平成28年度及び平成29年度に長岡市が交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

3 監査の期間

平成29年10月10日から10月20日まで

4 監査の方法

監査に当たっては、当該団体に対する補助金が適正に受け入れられ、かつ、補助の目的・条件に従って支出されているかを検証するため、提出された書類について会計帳簿・証拠書類との照合のほか、必要と認めるその他の監査を実施しました。

5 監査の結果

適正に処理されていました。